

飯能市分別収集計画

令和元年 6 月 20 日

1 計画策定の意義

飯能市は、都心から 50km 圏内に位置し、森林文化都市宣言により都市と自然が共存する美しい地域づくりを目指している。そのためには、快適な生活環境の創造が大切であり、地域全体で「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会経済・ライフスタイルを脱し、循環型社会を形成していくことが求められている。地域社会を構成する主体が、それぞれの立場でその役割を認識し、取り組むことが重要である。

現在、廃棄物の最終処分場を確保することは困難を極めるものとなってきた。このため、ごみの減量化・資源化を一層推進し、最終処分量を可能な限り減らしていくことが喫緊の課題である。

また、市では、昭和 57 年から稼働していたごみ処理施設が老朽化したことによって、平成 25 年 3 月から 4 年半の工事期間を経て、平成 29 年 12 月に全ての機能を新施設に移行した。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物のうちの多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量を削減することを目的として、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や処理施設・最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の構築が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となって取り組むことによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 2 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
容器包装廃棄物	4,555 t	4,524 t	4,498 t	4,477 t	4,460 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）啓発活動

- ・市広報、ホームページなどによる啓発のほか、パンフレット等の配布を通して、ごみの減量や分別排出、リサイクルについて市民への情報提供を充実させる。
- ・地域におけるごみ減量・分別排出・リサイクルの推進のため、各自治会から廃棄物減量等推進員の推薦を受け、任期は一年間とし（再任は妨げない）、各家庭からのごみ減量やリサイクルの推進に関する活動を行うためのリーダーとして委嘱する。
- ・「ごみ減量・リサイクル推進説明会」を市内の地区行政センター及び市役所会議室を会場として、廃棄物減量等推進員説明会を兼ねて開催する。対象は、全市民とし、各地区においてごみ減量・3Rの推進と強化を図るための説明会を開催する。
- ・学校・自治会、各種グループなどの要請に応え、クリーンセンターの見学会をはじめ、減量・リサイクルの説明会を開催する。また、地域に職員が出向く「出張講座」を積極的に開催する。ごみの発生抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果など、ごみの適切な出し方に関する、直接対話による啓発の場とする。
- ・レジ袋削減や簡易包装の協力を事業者にとともに、市民にマイバッグやマイカゴを持参しレジ袋をもらわないよう、「マイバック・マイカゴキャンペーン」を店頭や街頭で実践し呼びかける。
- ・市民に配布する飯能市ごみ分別事典（平成30年4月改訂版）を各家庭に配布し、ごみカレンダーによる分別排出の手引きとして各家庭の意識高揚を図る。

（2）資源再利用奨励補助金制度

- ・子ども会、自治会等の営利を目的としない市民団体が、自主的に地域の有価物となる資源を回収する活動に対し、補助金を交付することで団体活動を支援している。補助の対象となる有価物には、容器包装廃棄物である段ボール、紙パック（牛乳パック）、紙箱等雑紙、びん、缶が含まれる。また、本制度では、登録団体が回収した有価物を取り扱う業者を市へ登録することとし、この登録業者へも紙類の回収量に応じた補助金を交付し、団体の資源回収活動を支援する目的としている。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、飯能市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	びん（飲料・食品用）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位 t)

	R 2年度		R 3年度		R 4年度		R 5年度		R 6年度	
主としてスチール製の容器	24		23		22		22		21	
主としてアルミ製の容器	92		89		86		84		82	
無色のガラス製容器	129		125		121		117		113	
	129	0	125	0	121	0	117	0	113	0
茶色のガラス製容器	106		103		99		96		93	
	106	0	103	0	99	0	96	0	93	0
その他のガラス製容器	107		105		100		97		94	
	107	0	105	0	100	0	97	0	94	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5		5		5		5		4	
主として段ボール製の容器	803		803		803		803		803	
主として紙製の容器であって上記以外の物	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	206		207		208		209		209	
	0	206	0	207	0	208	0	209	0	209
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,117		1,117		1,117		1,117		1,117	
	1,117	0	1,117	0	1,117	0	1,117	0	1,117	0
(うち白色トレイ)	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

別紙算定方法のとおり

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

また、現行で分別収集していない区分については、研究を行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	飲料缶	市による定期回収	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん (飲料・食品用)		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		民間業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市の処理施設は、4年半の工事期間を経て、平成29年12月、熱回収（焼却）施設とリサイクル施設を併せ持つ施設となり稼働している。

新施設へ切替え後についても、飲料缶・びん（飲料・食品用）については、飯能市クリーンセンターにおいて、引き続き、選別・圧縮・保管を行い、その他の紙類やプラスチックの中間処理施設等については、継続して、民間処理施設での選別・圧縮・保管を行っている。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	飲料缶	ネット袋	パッカー車	飯能市クリーンセンター (選別・圧縮・保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん (飲料・食品用)	透明袋		
茶色のガラス製容器		コンテナボックス		
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐で縛る		民間事業者 (選別・圧縮・保管施設)
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	ネット袋		
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類	透明袋		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者などの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。
- ・事業系ごみ搬入物の内容検査を実施し、容器包装廃棄物等の分別排出が不徹底の事業所に対して指導、助言を行う。また、分別の徹底、自主的なリサイクルの推進について情報を提供し、啓発を推進する。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行い、改定を行うこととする。

第8期分別収集計画 排出量見込みの算定について

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

収集量からみる容器包装廃棄物の比率を過去のデータ(H25～30年度)を基に、また、施設建替えにより処理機能を新たにしたものについては最新データを適用し、下記のとおり推計する。

	比率 (%)	H30	R2
収集量(実績)	100.0	23,333.6	23,036.0
包装容器	19.6	4,573.4	4,515.1
スチール缶	0.1	30.3	30.0
アルミ缶	0.5	114.3	112.9
無色ガラス	0.7	175.0	172.8
茶色ガラス	0.6	142.3	140.5
その他ガラス	0.6	144.7	142.8
飲料用紙容器	0.1	7.0	6.9
段ボール	4.0	928.7	916.8
その他紙	6.4	1,493.4	1,474.3
ペットボトル	1.0	228.7	225.8
白色トレイ	0	0	0
その他プラ	5.6	1,309.0	1,292.3

※「その他紙」とは、特定分別基準適合物としてではなく、「雑紙」として収集したものの推計である

第8期(R2～6) 排出量見込み

飯能市におけるごみの収集・搬入量は、過去10年を見ると平成21年度までは減少傾向にあったものの、平成22年・23年と2年連続増加に転じ、その後、現在まで減少傾向となっており、10年前と比較し、ごみの総搬入量で、約7%減少している。家庭系排出量においてはわずかに減少傾向が続いている。

また、世帯数は増加傾向にあるものの、総人口は減少傾向にある。将来の推計人口の参考として、国立社会保障・人口問題研究所が発表している日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)によると、本計画の目標年度に近い2025(令和7)年の飯能市の人口は74,084人、2015(平成27)年の80,715人と比較し、減少推移と分析されている。ところが、2020(令和2)年の推計値が77,674人であることにに対し、現在(2019(令和元)年6月1日)の人口は79,755人と、予測より緩い減少傾向にある。

人口減による排出量減少と個人排出量の減少傾向を合わせ、排出量は微減する可能性が高い。また、各種

減量・資源化施策の実施により、R2～6の5年計画期間内の排出量見込みは「微減」(98%)とする。

なお、下記排出見込みは、収集・搬入量+集団回収+自家処理の合計とするが、集団回収の見込量は、平成30年度の実績を引用する。収集計画は全世帯を対象としているため、自家処理量は「0」とする。

	比率 (%)	R2	集団回収 見込み	排出見込	備考
収集量(実績)	100.0	23,036.0			
包装容器	19.6	4,515.1		4,524.2	
スチール缶	0.1	30.0		29.3	
アルミ缶	0.5	112.9	9.3	119.7	
無色ガラス	0.7	172.8		169.3	
茶色ガラス	0.6	140.5		137.7	
その他ガラス	0.6	142.8		139.9	
飲料用紙容器	0.1	6.9	3.8	10.4	
段ボール	4.0	916.8	88.8	985.5	
その他紙	6.4	1,474.3		1,448.8	
ペットボトル	1.0	225.8		221.2	
白色トレイ	0	0		0	
その他プラ	5.6	1,292.3		1,266.4	

特定分別基準適合物等の量の算定について

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

容器包装廃棄物排出量見込みは前述のとおりである。

下記において、容器包装廃棄物排出量の見込量から収集・搬入、選別後の適合物等として得られる量を80%と仮定し、H28～30の3ヵ年実績値と比較する。

推定適合物量		適合物等実績報告			
		H28	H29	H30	3ヵ年平均
包装容器	5,786	44	36	32	37
スチール缶	253	94	95	94	94
アルミ缶	242	160	153	142	152
無色ガラス	668	161	146	139	149
茶色ガラス	578	85	82	88	85
その他ガラス	90	6	6	5	6
飲料用紙容器	147	797	794	799	797
段ボール	1,460	1,570	1,485	1,415	1,490
その他紙	397	211	201	199	204
ペットボトル	524	—	—	—	—
白色トレイ	72	1,169	1,192	1,170	1,177
その他プラ	1,354				

推計値・実績値を比較し分別基準適合物量を下記のとおり見込む。

また、現在分別収集をしていない区分(上記実績報告一部分)のその他紙については、「雑誌・雑がみ」として収集し、白色トレイとその他プラについては、すべての「プラ」としてH19年9月から収集している。

分別基準適合物量	R2	R3	R4	R5	R6	備 考
	3,725	3,664	3,604	3,548	3,491	
スチール缶	24	23	22	22	21	飲料缶として収集。実績値を考慮。 飲料用以外の缶は不燃ごみとして収集、処理。
アルミ缶	91	89	86	84	82	
無色ガラス	129	125	121	117	113	飲料・食品用のびんとして収集。実績値を考慮。
茶色ガラス	106	102	99	96	93	
その他ガラス	107	105	100	97	94	
飲料用紙容器	5	5	5	5	4	紙パックとして収集。実績値を考慮。
段ボール	803	803	803	803	803	実績値を考慮。
その他紙	1,136	1,088	1,042	998	955	雑誌・雑紙として収集。無選別で売却。
ペットボトル	206	207	208	209	209	実績値を考慮。
白色トレイ	—	—	—	—	—	白色トレイ・その他プラはプラスチック類として 収集。選別時にその他プラに含めて処理。
その他プラ	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	

参考資料

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集に必要な施設計画

施設の種別	対象容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、能力、数量等）及び整備計画	管 理 主体等	参考欄 （現有施設状況）
排出段階				
1.排出容器				
1.1 合成樹脂 ネット袋	a.飲料缶 b.ペットボトル	(仕様) 材質：樹脂製（PET 再生品） 容量：1m×1m 区域：全域	集積所 利用者	
1.2 透明ごみ袋	c.びん d.プラスチック類	区域：全域 区域：全域		
2.集積場所	a～e	従来の集積場所の利用	集積所 利用者	自治会で管理

施設の種別	対象容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、能力、数量等）及び整備計画	管 理 主体等	参考欄 （現有施設状況）
運搬段階				
1.車両				
1.1 2t パッカー車	a.飲料缶 b.びん c.ペットボトル d.段ボール e.プラスチック類	(仕様) 最大積載量 2,000kg 容量 4 m ³	委託 業者	
1.2 2.7t パッカー車 3.2t パッカー車	f.飲料缶 g.びん h.ペットボトル i.段ボール j.プラスチック類	(仕様) 最大積載量 2,700kg 最大積載量 3,200kg 容量 6 m ³	委託 業者	

中間処理段階				
1. 再生施設				
1.1 飯能市 クリーンセンター (選別・圧縮)	a. 飲料缶	(仕様) 主要機器:ベルトコンベヤ、磁選機、 アルミ選別機、圧縮機 能力:0.7t/5h	市	H29年 12月より 稼働
	b. びん	(仕様) 主要機器:エプロンコンベヤ、手選 別 能力:2.5t/5h	市	
1.2 ストックヤード	a. 飲料缶	(仕様) ストックスペース:35 m ²	市	
	b. びん	(仕様) ストックスペース:35 m ²	市	